

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正について (公開草案)」に対するコメントの概要及び対応について

平成 30 年 1 月 25 日
公益社団法人日本監査役協会
日本公認会計士協会

1. コメントの対象となった公表物の名称及び公表時期

監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告の改正について（公開草案）（平成 29 年 11 月 20 日）

2. コメント募集期間

平成 29 年 11 月 21 日（火）～平成 29 年 12 月 4 日（月）

3. 公開草案を踏まえた公表物の公表時期

平成 30 年 1 月 25 日（木）

4. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と日本監査役協会及び日本公認会計士協会の対応である。

「コメントの概要」には主なものを記載しているが、以下に記載されていないコメントについても、日本監査役協会及び日本公認会計士協会にて検討を行っている。

「コメントの概要」には、文章表現のみに関するものについては、記載していない。

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」公開草案に対するコメントへの対応

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
1	全般	<p>監査役は、監査人に対する選任・解任権と報酬の同意権を有しており、会社法上・金商法上、監査人よりも上の優位な立場に位置付けられている。このような法制度下では、監査役と会計監査人の間で情報の非対称性が生じがちである。つまり、監査役のコミュニケーションの実務において会計監査人→監査役に報告することはあっても、監査役→会計監査人に情報が提供されることが、少なくなってしまう現実がある。従って、監査役と監査人の連携に関する共同研究において、もっと積極的に監査役から会計監査人に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務監査で重点的に検討した事項（業務監査手続、プロセス） ・ 業務監査の結果 ・ 業務監査上検出した事項 ・ 業務監査で知り得た情報 ・ 業務監査で認識したリスク など <p>について報告するように推奨（或いは義務付ける）した方が良いのではないか。</p> <p>会計監査人と監査役の情報が対称性を持つように本研究報告において配慮し、監査役監査基準にも反映させるべきだと考える。そのことによって、会計監査をより深化させて品質を向上させることができ、形骸化しがちな監査役の業務監査の実質化、改善に繋がると考えられる。</p>	<p>本研究報告は両協会で公表している実務指針等を基礎としており、双方向のコミュニケーションを推奨・促進するために策定しております。本研究報告では、4(3)②において監査役等の監査の要点や、監査役等が監査人の監査に影響を及ぼすと判断した事項をコミュニケーションの対象として掲載していることから、本研究報告への修正は行っておりません。ただし、監査役等と監査人との間のコミュニケーションが深まるよう、両協会でも今後も継続して検討してまいります。</p>
2	全般 内部監査との連携について	<p>公開草案は、すでに行われた本研究報告をベースにしていることは理解しているが、監査役協会から「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」が公表されており、内部監査との連携について、もう少し項目や記述が追加されてもよかったのではないかと。今後、監査役協会が連携に関する実務指針の改正版を作成するとの期待もあるので、その前提として、本研究報告の中でももう少し関連する「項目」の追加があるとよいのではないかと、と史料する次第である。</p>	<p>本研究報告は、監査役等と監査人との間の連携を主題としているため、内部監査との連携については、その重要性に触れる程度にとどめております。ただし、ご指摘を踏まえ、本文1(3)において、監査役協会が公表した「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」への参照（注3）を付しました。</p>

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
3	全般	公開草案では、会社法改正、コーポレートガバナンス・コード、監査法人のガバナンス・コードについての記述が追加されているが、これ以外に「会計監査の在り方に関する懇談会」提言についても、簡潔に言及することが適当ではないか。	1 (2)において、「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言には様々な項目が含まれており、その内容を伝達することが本研究報告の目的ではないことから、当該提言に基づき監査法人のガバナンス・コードが策定された旨記載しました。
4	1. (2) 本研究報告公表までの経緯と背景	「1 (2) 本研究報告公表までの経緯と背景」の内容は、当初の共同研究の公表の背景に加え、その後の改正の背景の記述が追加されてきたことから、わかりにくくなってきているようにも思われる。わかりやすさの観点から、小見出しを追加して内容の整理を図るなどをすることを検討してもよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、前回までの経緯と、今回の経緯を示す小見出しを設けました。
5	1. (2) 本研究報告公表までの経緯と背景	「監査役等が会計監査人の報酬等について同意をした理由を事業報告に記載することなど…」の箇所は、会社法改正に関する説明であり、すべての会社において事業報告への記載を義務付けられたように誤解するおそれがあるため、会社法施行規則第126条本文（ ）書きに基づき、直前に「公開会社においては」を挿入してはどうか。	ご指摘のとおり、修正しました。
6	1. (2) 本研究報告公表までの経緯と背景	公開草案で追加された2頁目の第4段落の第3行目では「監査法人が被監査会社の経営幹部及び監査役等と監査上のリスクの共有等を通じた」とあるが、例えば、「監査上のリスクの共有等」とある箇所は、「監査上のリスクの認識や理解の共有等」（下線部分の追加）に変更すべきではないか。	ご指摘のとおり、修正しました。
7	1. (3) 本研究報告の位置付け	1 (3)の第1段落において、「 <u>企業統治</u> の一翼を担い～」と記載されている箇所について、全体の「コーポレート・ガバナンス」の表記のなかで、統一したほうが良いのではないか。	本文中、「注2」は監査基準委員会報告書260を引用しているため、原文どおり「企業統治」としましたが、それ以外で使用している箇所は、ご指摘のとおり、「コーポレート・ガバナンス」に修正しました。
8	1. (3) 本研究報告の位置付け	1 (3)の第4段落において、「各社の業容・規模など各社を取り巻く環境に応じ…」の箇所において、「各社の規模・業容」が「各社を取り巻く環境」と扱われるのにはやや違和感を覚えるため、特段の理由がなければ、例えば「各社の業容・規模や各社を取り巻く環境に応じ…」としてはどうか。	ご指摘のとおり、修正しました。

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
9	2. 監査役等と監査人との連携と効果	<p>「2 監査役等と監査人との連携と効果」前文の第1段落（新旧対照表4頁）では、監査人の選解任等の議案の決定権について記述が追加されているところ、監査報酬の同意権についても言及があってもよいのではないかと。</p> <p>2頁目（「1 はじめに」）では同意をした理由の事業報告への記載について言及されているところであり、会計監査人の独立性の確保に関して、選解任議案の決定権と同様に監査報酬にかかる規律（同意権よりは、決定権が望ましく、海外法制との比較で再検討が妥当な論点である。）が重要であるのは明白であり、連携の問題において欠かすことはできない。また、同意権を適切に行使するうえで、会計監査人の監査計画及び監査の実施状況についての理解や評価が必要である点でも、監査役等と会計監査人の連携の有り方と直結する問題と考えられる。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、「2. 監査役等と監査人との連携と効果」の第1段落において、監査報酬の同意権を追加しました。</p> <p>また、監査人の選解任の議案決定権及び報酬への同意権の適切な行使に関するコーポレートガバナンス・コードの原則4-4を加筆しました（コメントNo.12と併せて修正）。</p>
10	2. 監査役等と監査人との連携と効果	<p>2の第2段落において、「…連携の目的としては会計監査の観点にこだわることなく…」と記載している箇所について、何を想定しているのか例示が必要ではないかと。</p>	<p>同段落は、監査人による会計監査と監査役等による業務監査の間の関係性を述べたものであり、業務監査における重点は会社により様々であることから、具体的な例示までは不要と考えております。</p>
11	2. 監査役等と監査人との連携と効果	<p>表現だけの問題であるが、「2 監査役等と監査人との連携と効果」前文の第3段落の第1文「監査役等と監査人との適切な連携には相互の信頼関係を基礎としながら、相互の改善点などについて随時意見交換を行うなど、緊張感のある協力関係の下で両者の有効な双方向のコミュニケーションを図ることが不可欠である。」という部分について（4頁）、要望事項の伝達やフィードバックの提供が有用であることを明示的又は間接的にわかるような表現としておくことがよいのではないかと（又は実務指針において、「双方向のコミュニケーション」として具体的にどのようなことが有用と考えられるかが示されると便宜ではないかと考える次第である）。</p>	<p>監査役等と監査人が相互に要望事項を伝達し、フィードバックを提供することが有用であると考えておりますが、ご指摘の趣旨は「有効な双方向のコミュニケーション」に既に含まれており、本研究報告全体を通じて促進しようとしている点でもあります。例えば、「双方向のコミュニケーション」の具体的な事項は、4に例示しており、それぞれについて両者で協議を深めることが想定されています。</p>
12	2. 監査役等と監査人との連携と効果	<p>「2③その他の規範における規定」において、コーポレートガバナンス・コードにおける規定が記載されているが、ここで、原則4-4（監査人の選解任・報酬に関する部分）にも言及しておくことが適切ではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、2の第1段落において、コーポレートガバナンス・コードの原則4-4を加筆しました（No.9と併せて修正）。</p>

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
	効果 ③	また、監査法人のガバナンス・コードにおける規定に関して、指針5-3は積極的な意見交換をすべきことを規定しているところ、監査法人が積極的に意見交換すべきとされる「被監査会社」には監査役等をも含むと考えられる以上、指針5-3についても言及することが適当ではないか。	ご指摘を踏まえ、監査法人のガバナンス・コードの指針5-3の前段を加筆しました。
13	2. 監査役等と監査人との連携と効果 ③	監査法人のガバナンス・コードは、全ての監査法人に適用されるわけではないということが必ずしも配慮された記載となっていないのではないかと。特に、5-1を引用しているが、全ての監査法人がいわゆる透明性報告書を発行しているような誤解を生まないか。	ご指摘を踏まえ、監査法人のガバナンス・コードは全ての監査法人に一律に適用を義務付けられているものではない旨を追加しました。
14	3. 監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項	「監査役等と監査人は、コミュニケーションに際して関係者全員に適切に情報が伝わるよう努める。具体的には、監査役等は、監査人の業務執行責任者に情報が伝わるよう配慮し、監査人は、 <u>常勤監査役のみならず、必要な場合は監査役会・監査委員会・監査等委員会</u> とコミュニケーションを行うよう配慮する。」とあるが、下線部分は「監査役等」とすべきではないか。	ここでの趣旨は、常勤監査役等だけではなく、全ての監査役、監査委員又は監査等委員にコミュニケーションを行う必要がある場合があることを想定した表現であるため、修正していません。ただし、監査（等）委員会の場合にも常勤者が設置されていることがあるため、「常勤監査役」を「常勤者」に修正しました。
15	3. 監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項	公開草案での追加個所の末文に「なお、内容によっては、経営者を含めた協議も有効である。」とあるが、これはどのような場面を想定しているのか。ここは、一般的に言われているところの「監査役等と経営者の協議」や「監査人と経営者の協議」とは異なり、経営者を対象に含む監査を実施する前提として監査役等と監査人が交換する情報提供の範囲等を協議する（3②③）場面であると思われるが、その際に監査の対象である経営者が「参加」する場面というのは、ややイメージしづらい。経営者に対する「インタビュー」を踏まえて情報提供の範囲を協議する、というのであれば理解しやすい。趣旨の簡潔な説明をお願いしたい。	監査人と監査役等との情報提供の範囲等の協議の場面ではなく、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスの課題に対応し必要な是正を行う責任は経営者が負うことから、状況によっては課題の抽出及び是正に関して経営者も含めて検討を行うことが有効と考えられるため記載したものです。ご指摘を踏まえ、趣旨がより明確になるように、加筆・修正しました。

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
16	4. 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本事項の例示	「4 連携の時期及び情報・意見交換すべき基本事項の例示」の中で、内部通報や監査法人に対する通報に関する情報を監査人や監査役等に伝達することを追記しておくことを検討してもよいのではないかと。すでに記述されているところで包含されているともいえるとしても、明示的に示すことは有用であり、例えば、具体的には、監査人（又はその子会社等の監査を担当するネットワークファーム）への通報があった場合に監査役等に伝達することや、監査役等が把握した内部通報に係る情報を監査人に伝達すること（いずれもすべて伝達すべきという趣旨ではなく、伝達が適当と判断されるものを適切な時期に伝達するという趣旨）を、①の「違法行為又はその疑い」（又は②の関連箇所）や⑦の「不正、違法行為及びそれらの疑い」の「疑い」の後に、括弧書きで追記しておくことも有用ではないかと。	被監査会社の内部通報制度や監査法人が設置している外部からの通報を受ける窓口は、いずれも、被監査会社の会計及び監査に関する情報源として有用であると認識していますが、両協会の公表している実務指針等で明示的に通報への対応をそれぞれ示していること、及び通報に基づく情報が監査におけるリスク評価に影響を及ぼす可能性がある場合は、監査計画又は随時の意見交換に包含されることから、本研究報告においては、別に項目を設けることはしていません。 例えば、不正リスク対応基準及び監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況として、内部通報に係る状況は例示されております。
17	4. (1) 監査契約の新規締結時	「(1) 監査契約の新規締結時」に、海外子会社を有する会社の監査役等は、新任の会計監査人候補の提携先ネットワークファームや現行の海外子会社の監査人との連携体制についても、通常はチェックするはずではないかと。そうであるならば、4 (1) においても、関連する事項の追記をするか、又は(2)に追記若しくは新たに項目を追加することが適切ではないかと。	ご指摘を踏まえ、4 (1) ①において、以下のように下線部を加筆しました。 ○ 監査チーム組成に際しての考え方と当該年度の監査チーム編成 <u>(グループ監査の体制を含む。)</u>
18	4. (2) 監査契約の更新時、(3) 監査計画の策定時	監査契約更新に当たっては、再任の決定後に監査計画、報酬提示となっているが、再任の決定時に少なくとも概要（見積）の提示がなされるよう追加記載すべきではないかと。	実務上、様々な対応が行われていること、監査契約締結前に監査計画を立案することを一律に求めるかのような誤解を生じかねないことから、個々の状況に即して対応すべき事柄と考えております。
19	4. (5) 期末監査時	「4 (5) 期末監査時」の「①監査人による企業集団を含む監査の実施状況」は端的に「監査人によるグループ監査の実施状況」と言い換えてもよいのではないかと。	ご指摘を踏まえ、監査人のグループ監査に関連する項目の表現を見直し、修正しました。なお、監査役の監査体制に関する記載は、会社法上の表現を用いていることから、「企業集団」という表現のままとしております。

No.	項番号等	コメントの概要	コメントへの対応
20	別紙2 ○その他	<p>○その他</p> <p>－「監査役等への品質管理レビューの結果の通知及び公認会計士・監査審査会の検査結果の開示について」（平成25年10月4日）は、役割が終了しており、注3において監査基準委員会報告書260の内容に改正されているので、平仄を合わせる必要があるのではないか。</p> <p>－期末監査期間の確保は、監査の品質向上にとって重要な課題であり、監査役等と監査人との間のコミュニケーションの重要な項目であると考えられることから、期末監査期間の確保に関する日本公認会計士協会の会長声明（「十分な期末監査期間の確保について」（平成29年12月8日））を加えてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘のとおり、削除しました。 ● 十分な期末監査期間の確保に関する日本公認会計士協会の会長声明を追加しました。併せて、「4(3)監査計画の策定時」の項目を見直しました。 ○ 往査先（事業所・子会社等）、往査時期及び監査日数、監査従事者数 ● ● ● ○ <u>監査スケジュール（特に期末監査期間）</u>、監査時間の見積り及び監査報酬額に関する事項

以 上